

平成23 年3 月16 日

各位

大塚製薬健康保険組合

大塚製薬健康保険組合からのお知らせ

＜東北地方太平洋沖地震に被災された皆様へ＞

このたびの東北地方太平洋沖地震におきまして、被害に遭われました被保険者及び被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当健康保険組合の被保険者及び被扶養者の方には、以下の特別措置を行っておりますのでご連絡致します。

健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます。

健康保険証を自宅に置いたまま避難したり、あるいは健康保険証を消失して再交付が間に合わない等、健康保険証を医療機関の窓口で提示できない場合につきましては、特別措置により、次の事項を医療機関へ申告すれば受診できることになっています。

①氏名 ②生年月日 ③被保険者の勤務する事業所名

- * 健康保険証の再交付が必要な方は、状況が落ち着かれましたら、再交付申請をお願いします。